

令和7年度「早寝早起き朝ごはん」呼びかけPOP応募要領

1 趣 旨

子供たちの健やかな成長には「早寝早起き朝ごはん」などの規則正しい生活習慣が大切です。また、子供たちの基本的な生活習慣を整えることは、学習意欲、体力、気力の向上につながります。そこで、子供たちの基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上を図るため、「早寝早起き朝ごはん」への関心を高め、積極的な取組を呼びかけるPOP（ポップ）を募集します。

☆POPとは、イラストや手書きの短い文章等で「早寝早起き朝ごはん」の励行を呼びかける作品（カード）です。

2 応募資格

- ・徳島県内の小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の児童・生徒。
- ・児童・生徒が含まれる学校、地域の団体・グループ等。

※作品は1人（1団体）1点。

応募作品に関する権利は県教育委員会に帰属するものとし、県教育委員会ホームページや各啓発資料において活用します。また、応募作品等は返却いたしません。

3 募集する内容・規定

- 「早寝早起き朝ごはん（3つ全てではなくてもどれか1つでも）」を行ってみて、こんなに良いことがあった、などの実体験なども踏まえ、「早寝早起き朝ごはん」の大切さを呼びかけるPOPを募集します。

サイズ・形	・ハつ切り画用紙（271mm×392mm）またはA4サイズ（210mm×297mm）の用紙に限ります。 用紙1枚に自由に作成（手描き）してください。たて、よこは問いません。
POPの内容	・「早寝」「早起き」「朝ごはん」いずれか、あるいは全ての単語を含めた「早寝早起き朝ごはん」を呼びかける手書きのキャッチフレーズ。 ・キャッチフレーズと合わせたイラストや絵、補足文章等を挿入してください。 ・写真の使用、挿入については、自分で撮影した写真（撮影後の加工も可）のみ可とします。ただし、2の応募資格の※にあるように公開されることを前提に使用してください。

- 応募作品は次の要領で提出してください。

- ・作品裏面に①学校名（団体の場合、団体名・連絡先・代表者名）、②応募者名・学年を記入。
【学校の児童・生徒、生徒グループなど】
→各学校を通じて提出。複数の作品を提出する場合は、応募票を作成・添付。
【学校以外のその他の団体、グループの取組・作品】→各団体の代表者より提出。

4 応募締切 令和7年9月12日（金） 下記提出先まで郵送または持参のこと

5 表 彰

徳島県教育委員会において審査し、「早寝早起き朝ごはん」運動の積極的な取組や呼びかけという趣旨に合致をした優秀な作品は、県庁にて表彰式を行います。

6 主 催

徳島県教育委員会

7 提出先・問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 徳島県教育委員会生涯学習課

電 話 088-621-3147 ファクシミリ 088-621-2884

メール syougaigakusyuuka@pref.tokushima.lg.jp

「早寝早起朝ごはんPOP」応募に関するQ&A

Q1) パソコンやタブレットなどを使ったデジタル制作は認められますか。

A1) デジタル作品も応募可とします。学校の教育活動で取り組まれる場合は、1人1台端末を有効に活用してください。

Q2) 「手描き・手書き」について、どのように理解すればよいですか。

A2) 作成者自身の手によって描かれたイラスト、書かれた文字と解釈してください。これを満たしていれば、アナログ・デジタルの別を問いません。デジタル制作については、ペイント系ソフト（アプリ）を使った「ドローイング」を想定しています。画材も問いませんので、デジタルペンやソフト付帯の効果の使用についても認めます。ただし、ドロー系ソフト（アプリ）によるグラフィックデザインやレタリングについては、募集規定に則しません。

Q3) 制作に生成AIを用いてもよいですか。

A3) 生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として応募された作品は、審査の対象外とします。

※生成AIの利活用については、原則として、令和5年7月4日付【文部科学省通知】「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」に沿ったものとしてください。

Q4) デジタル活用で気をつけることはありますか。

A4) 全ての作品に通じることですが、著作権や肖像権など他人の権利を損なうことがないように、特に気をつけてください。他者の作品や顔写真、商品、商標等が含まれている作品は、審査の対象外となります。

【注意】 毎年、作品に記された漢字の表記や英単語のスペルに誤りが多く見られます。
審査において評価の対象となりますので、十分に御留意ください。